

三重県母子父子寡婦福祉資金未収金回収業務委託仕様書

1 目的

三重県母子父子寡婦福祉資金の未収金回収対策が緊急課題となるなか、専門的な知識と経験を有する事業者の支援を受けることにより、債務者の生活状況等にも考慮しながら回収の委託を行います。あわせて、回収手法の助言を受けることにより、県の未収金の回収を促進することも目的として、未収金回収業務を委託します。

2 企画提案コンペを行う事項及び委託業務概要について

(1) 業務名「三重県母子父子寡婦福祉資金未収金回収業務」

(2) 業務内容

ア 三重県母子父子寡婦福祉資金の未収金の回収業務

電話、文書等による催告（必要に応じて訪問による催告を含みます。）

イ 債務者の所在、居所確認

ウ 業務に係る報告（毎年度末の助言に係る報告を含みます。）

エ 未収金回収手法についての三重県への助言

なお、業務の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を十分に講じること。

(3) 委託対象債権

債権の弁済期の始期が1年以上前であり、かつ、過去1年以上返済がない者（この条件以外の者が若干含まれる可能性があります。）のうち三重県が指定する者（契約期間内で増額又は減額対象となる債権が存在する場合があります。）

令和3年4月1日現在の見込み

約90件 総額 約 7,200万円

三重県の想定回収率（金額ベース） 5.3%

(4) 委託対象者 借受人本人、連帯保証人及び連帯借受人

(5) 委託期間 契約で指定する日から令和6年3月31日までとします。

(6) 委託金額 未収金回収実績金額の30%（消費税分を含みません。）を上限とします。

3 母子父子寡婦福祉資金について

母子父子寡婦福祉資金は、母子家庭等の児童がその置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件と、その母等の健康で文化的な生活とが保障されるものとする母子父子寡婦福祉法の基本理念の基に配偶者のない女子等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、資金を貸し付けるものです。

4 委託業務に係る留意事項について

- (1) 委託業務にあたっては、債権管理回収業に関する特別措置法、同法施行規則、同法事務ガイドラインなど関係法令等を遵守したうえで、対象者の生活状況等にも考慮しながら、最大の効果があがる手法を要求します。
- (2) 提供する借受人、連帯借受人、連帯保証人の情報は、住所・氏名・償還状況を書類としてお渡しします。
- (3) 三重県の想定回収率について
令和元年度実績に基づく回収率であり、この数字を達成しなければ、必ず違約金が生じるものではありません。
- (4) 三重県への助言業務について
回収業務に関して、三重県からの相談に対する助言方法、対応する部署を提案してください。なお、企画提案参加者には、現状の県の回収体制等の提案に必要な情報を提供します。
また、提案された内容については、協議したうえで契約書においてその実現を担保することとします。

5 参加資格者の条件

次に掲げる条件を全て満たす者としてします。

- (1) 債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第3条の法務大臣の許可を受けた債権管理回収業者であること又は弁護士法（昭和24年法律第205号）第30条の2の規定による弁護士法人であること。
- (2) 債権管理回収業者にあつては、提案書提出日基準において、債権管理回収業に関する特別措置法第23条の規定による改善勧告を受けていないこと。
- (3) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が付与するプライバシーマーク等、個人情報の保護に関連する外部機関の認証資格を提案書提出日基準において取得していること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に抵触しないこと。
- (5) 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- (6) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札停止要件に該当する者でないこと。
- (7) 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

6 適格審査

(1) 適否審査

- ・参加資格者の条件を確認するための書類提出期限及び提出先
提出書類：申請書（別紙様式1）の他に下記の書類
- ・債権管理回収業者の場合は、許可番号、営業許可年月日、商号、代表者、

本店所在地のわかる書類。弁護士法人の場合は、弁護士法人であることのわかる書類（１部）

- ・一般財団法人日本情報経済社会推進協会が付与するプライバシーマーク等、個人情報の保護に関連する外部機関の認証資格を取得していることがわかる書類（１部）

上記５の（２）（４）（５）（６）（７）に該当しないことを証する申告書（任意様式各１部）

書類提出期限：令和３年２月２４日（水）１２時必着

書類提出先：〒514-8570 三重県津市広明町１３番地

三重県子ども・福祉部

子育て支援課 子育て家庭支援班

電話／FAX 059-224-2271／059-224-2270

mail : kodomok@pref.mie.lg.jp

- （２）提出していただいた書類に基づき、適否審査を行います。
- （３）適否審査の結果を令和３年２月２５日（木）以後に連絡します。
- （４）適否審査で「適」とされた者について、提案書ヒアリングを実施します。

7 企画提案コンペの実施方法について

- （１）企画提案書の提出期限及び提出先について

書類提出期限：令和３年３月１０日（水）１２時必着

書類提出先：〒514-8570 三重県津市広明町１３番地

三重県子ども・福祉部

子育て支援課 子育て家庭支援班

電話／FAX 059-224-2271／059-224-2270

mail : kodomok@pref.mie.lg.jp

- （２）質疑応答について

- ・質疑応答は、質疑書（別紙様式２）に質疑内容を記載のうえ、FAX又は電子メールで行ってください。これ以外の方法によるものは、受付しません。
- ・質疑の受付は、令和３年２月１８日（木）１２時までとします。回答は、令和３年２月２２日（月）までに行う予定です。

- （３）提案書ヒアリング

- ・新型コロナウイルス感染症対策のため、原則「Cisco Webex Meetings」を利用して、ウェブ会議形式にて実施することとします。日時、場所については、後日連絡します。
- ・時間配分は、提案書ヒアリング１５分 質疑５分 です。

- ・項目は、次のとおりとします。

ア 未収金債権の回収方法の提案

- イ 業務執行体制について
- ウ 委託業務の報酬（経済性）についての提案
- エ 三重県の母子父子寡婦福祉資金未収金回収率向上への提案

8 提出を求める企画提案書の内容及び提出書類

(1) 企画提案書 7部

資料内部には会社名を記載しないものとし、表紙に会社名を記載したものを2部、記載しないものを5部提出してください。

提案書には、次の①～⑧ごとに提案事項を記載し、原則としてA4サイズ10ページ以内で作成してください。

- ① 未収金回収業務における基本方針について
- ② 未収金回収業務における社員に対する法令・社内規程の周知方法及び社内における法令・社内規程遵守のチェック体制について
- ③ 未収金債権の回収方法の提案
- ④ 業務執行体制について
- ⑤ 貴社の個人情報保護対策及びその責任体制について
- ⑥ 委託業務の報酬（経済性）についての提案
- ⑦ 三重県の母子父子寡婦福祉資金未収金回収率向上への提案（三重県からの相談業務に対する対応部署）について
- ⑧ 債権回収業務の実績（債権名、債権種別（貸付金等）、年度、自治体名）

(2) 納税証明書等の写し 1部

- ① 三重県内に本支店、営業所又は事務所がある場合
 - ・ 三重県の県税事務所が過去6月以内（提案書提出日基準）に発行した納税確認書
 - ・ 所管税務署が過去6月以内（提案書提出日基準）に発行した納税証明書（その3 未納税額のない証明用）
- ② 三重県内に本支店、営業所又は事務所がない場合
 - ・ 所管税務署が過去6月以内（提案書提出日基準）に発行した納税証明書（その3 未納税額のない証明用）

(3) 会社概要 1部

9 契約方法に関する事項について

(1) 契約保証金について

・ 契約保証金は、2の(3)に規定する未収金の年間想定回収率(5.3%)として想定される金額に委託業務の報酬案を乗じた額に100分の110を乗じた額以上とします。ただし、三重県会計規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は免除します。

・ 契約書は2通作成し、双方が各1通を保有するものとします。

(2) 契約書の作成に要する費用は、全て受託者の負担となります。変更契約につ

いても同様です。

10 契約における留意事項について

- (1) 契約事項に、個人情報保護に関する条項が含まれます。
- (2) 回収した償還金は、翌月10日までに三重県へ納付する必要があります。
- (3) 回収した償還金に関する報告を毎月する必要があります。
- (4) 三重県の歳入収納事務を委託することになりますので、そのことを三重県公報に告示します。
- (5) 未納者からの償還金回収にかかる費用は、受託者の負担となります。
- (6) 受託者が回収する償還金については、金融機関等での領収を除き、受託者名で領収書を発行する必要があります。
- (7) 委託料の積算にあたって、受託者が回収したとみなす償還金の定義については、協議のうえ決定します。(以前に送付した三重県の納付書で納付があった場合)
- (8) 受託者は、未収金回収業務における相手方との交渉記録を作成し、少なくとも年1回及び三重県の求めに応じ提出する必要があります。
- (9) 契約時点での委託する未収金に係る件数及び金額は、提示した約90件、総額7,200万円から変更する可能性があります。

【参考】委託料支出実績

H30年度：1,052千円、令和元年度：1,191千円

11 その他

- (1) 企画提案に必要な費用は、コンペ参加者の負担となります。
- (2) 提出されました全ての書類は、コンペ終了後も返還しません。
- (3) 提出された全ての書類は、三重県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書となりますので、法人に関する情報(いわゆる企業秘密等)に該当する場合はその旨明記してください。
- (4) 企画提案書及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (5) 前受託者からの業務の引き継ぎのため、契約の開始日前に受託予定者の費用負担により、子育て支援課等へ来庁することを求めることがあります。
- (6) 受託予定者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議

を行うこと。

- (7) 受託予定者が(6)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。